

質問	答え
Q. 来年度、育休復帰を予定しているが、いつ申請したらいいですか？	A. 復帰日が4月～8月の方は、11月1日（火）～30日（水）の期間に申請してください。9月以降復帰の方は、前月の20日までに申請してください。クラブが利用できるのは育休復帰をする日からです。
Q. 4月から母が仕事を始める予定だが、仕事が始まっていないと申請できませんか？	A. 仕事が決まっていなくて申請はできません。就労見込みの状態でも職場から就労見込みの証明書を提出していただければ、申請ができます。
Q. 毎日の仕事はないが、児童クラブは申請できますか？	A. シフト制の場合でも、就労時間を満たしていれば申請できます。ただし、仕事が休みの日はクラブの利用はできません。
Q. 利用日数が少ないと育成料は安くなりますか？	A. 育成料の日割り計算はしません。入会すると、一日も利用しなくても育成料が発生しますので、ご注意ください。
Q. 引っ越し予定です。住所が決まっていなくて申請できませんか？	A. 住所地が確定していれば申請できます。
Q. 就労は14時30分までですが、お迎えが15時を過ぎます。申請できますか？	A. 通年利用の場合、1、2年生は15時まで、3～6年生は16時までの仕事がないと申請できません。長期のみの申請はできます。また、就労に通勤時間は考慮されません。
Q. 広報にある保護者の入会基準の「障害を有している」とはどの程度までのことですか？	A. 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～C判定、精神障害者保健福祉手帳1～3級、要介護1～5となります。
Q. 就労証明書に有効期間はありますか？また、記入事項で注意する点がありますか？	A. 就労証明書は、提出時に証明された日から6カ月を超えているものは受付できません。記入される事項についても、記入された就労日（曜日）・就労時間・勤務形態が不明であるもの、保護者氏名や児童名、証明者（勤め先の責任者）名が未記入なものなども受付できません。
Q. 就労証明書は、保育園・子ども園入園申請の様式でもいいですか？	A. 就労証明書は、児童クラブ入会申込用の様式でない、安城市保育園・子ども園入園申請の様式で作成されたものでも、受付します。ただし、提出時に以下の条件があります。 ・証明された日から6カ月以内のもので、日付も明記されているもの。 ・保護者の現在の就労形態・就労時間と同じ内容であるもの。 ・その他、児童クラブ入会申込用の様式と同じ内容が全てあること。

質問	答え
Q. 就労証明書は、会社で作成してもらった様式のものでもいいですか？	A. こちらの様式の内容が全てあれば、会社の独自の様式で作成された就労証明書でも受付します。
Q. 同じ敷地内だが、別棟に住んでいる祖父母の就労証明書は必要ですか？	A. 別棟だが同一住所であれば同居の祖父母とみなすため、就労証明書は必要です。
Q. 同一住所の祖父母と同居しているが、世帯分離をしている場合は祖父母の就労証明書は必要ですか？	A. 世帯分離をしていても同一住所であれば同居の祖父母とみなすため、就労証明書は必要です。
Q. 申込みは土曜・日曜・祝日は受付してもらえますか？	A. あんぱ〜く窓口受付は月〜金曜日（祝日除く）の8時30分〜17時15分です。オンライン申請は申請期間中24時間受付可能です。
Q. 児童クラブで申請書類は受付してもらえますか？	A. 令和4年度の在籍児とその兄弟のみ、11月1日（火）〜15日（火）の期間で受付します。受付時間は、月〜金曜日の14時〜19時です。
Q. オンライン申請の入力時間に制限はありますか？	A. 制限時間は60分です。入力途中でタイムアウトになると、入力したデータは消えてしまうため、一度入力を始めたら最後まで入力をお願いします。
Q. 郵送・オンライン申請等で申請した場合、「受理された」と確認できる方法がありますか？	A. 「受理」の通知はしません。オンライン申請をされた場合は、申し込み完了のメールが送信されます。郵送をされた場合は、書類に不備があれば2週間をめどに連絡します。心配な方はお問合せください。
Q. 郵送、オンライン申請の場合、口座振替依頼書はどのように提出するのですか？	A. 申請時にホームページから入力してください。
Q. 口座振替は、ネットバンクの利用やカード引き落としはできますか？	A. できません。口座振替依頼書に記載のある金融機関での登録をお願いします。
Q. 残高不足により育成料の引き落としができなかったのですが、翌月にまとめて再度引き落とししてもらえますか？	A. 育成料の再度の引き落としはできません。後日お渡しする納付書にてお支払いください。
Q. 二次受付の前に、定員の空き状況はいつホームページに載りますか？	A. 1月下旬予定です。
Q. 決定通知はいつ送られますか？	A. 一次受付の方は2月上旬発送予定、二次受付は3月上旬発送予定です。途中入会の決定通知発送は、毎月25日前後です。

質問	答え
Q. 土曜日に授業参観があり、翌週月曜日が振替で休校日の場合、振替日に児童クラブは開所していますか？	A. 振替日には、7時30分～19時開所しています。
Q. 小学5～6年生が夏休みに利用できるようになったのですか？	A. 全クラブで申請できるようになりましたが、低学年を優先するため、クラブの状況により、利用していただけないことがあります。
Q. 通年申請の場合は、長期休業期間も在籍する小学校に入れますか？	A. 長期休業期間中は、通年利用者と長期利用者全ての方で優先順位をつけるため、通年申請でも在籍学校のクラブに入れない場合があります。
Q. 長期休業日の期間、兄弟が同じ児童クラブに入れないことはありますか？	A. あります。低学年を優先するため、別のクラブになることがあります。
Q. 申請書の入会希望クラブ欄で、「長期休業日は在籍する小学校の児童クラブのみ入会を希望」を選べば、在籍する小学校に入れますか？	A. 在籍小学校が定員超過の場合は、入れません。
Q. 申請書の入会希望クラブ欄で、「長期休業日は在籍する小学校以外の児童クラブであっても入会を希望」を選ぶと、在籍クラブ内の選考から前もって外されるのですか？	A. まず在籍クラブ内での選考をするため、前もって外されることはありません。
Q. 申請後に通年から長期、また長期から通年への利用区分の変更はできますか？	A. 利用区分の変更はできません。変更したい場合は、一度申請書の取下げか退会をしてから再度申請をし直してください。
Q. 長期申請した場合、利用期間の変更はできますか？	A. 利用期間を増やすことはできません。利用を取りやめる場合のみ以下の期間に変更届を出していただければ変更できます。 4月春休み：前年度2月20日 7.8月夏休み：6月20日 12.1月冬休み：11月20日 3月春休み：2月20日 ※変更届を提出しないと、利用がなくても育成料が発生します。ご注意ください。